

平成 27 年 2 月 19 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（以下「本調査」という。）の平成28年1月以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

調査計画において、報告を求めるために用いる方法及び調査対象の範囲を以下のとおり変更する。

（1）報告を求めるために用いる方法

調査組織について、従前の「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」に変更する。

【説明】

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行うことが求められている。これを踏まえ、本調査の調査実施課室を他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している資源エネルギー庁に変更し、エネルギーに関する統計の体系的な整備、統計ニーズやエネルギー消費等の現況に即した調査内容の検証、結果データの利活用の促進等につながる体制を整えるものである。

また、あわせて、限られた統計リソースの有効活用をするため、民間事業者に調査業務を委託するものである。

（2）調査対象の範囲

ア 調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、これまで、調査計画の記載上は「鉄鋼」を生産品目とする全ての事業所が調査対象の範囲とされていたが、調査の実態に合わせて、図1のとおり、各種生産品目を生産する事業所に変更する。

図1 調査票第7号の調査対象に係る記述の変更

【変更前】

調査業種	生産品目	調査の範囲	提出先
鉄鋼業	鉄鋼	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 めっき鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼冷延鋼板 鋼管（冷けん鋼管を除く。） 鋳鉄管を生産するもの	経済産業大臣
		上記以外のもの	

【変更後】

調査業種	生産品目	調査の範囲
鉄鋼業	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。） めっき鋼材（線類を除く。） 冷間ロール成型鋼 鋼管	全部

（注）「生産品目」別に定める「調査の範囲」に属する事業所が調査対象の範囲

【説明】

調査対象の範囲については、調査実施者が昭和56年の調査開始当初から定義しているものであるが、実際に調査を実施している範囲よりも広く設定されていたことから、今回、調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるものである。

イ 調査計画（別表）において、図2のとおり、調査票第9号（機械器具）の生産品目の「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」の記載を「電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置」に変更する。また、調査票第1号（パルプ・紙・板紙）、同第3号（化学繊維）、同第5号（窯業・土石製品）、同第6号（ガラス製品）、同第8号（非鉄金属地金）及び同第9号（機械器具）の調査の範囲の「従業者」の記載を「従事者」に変更する。

図2 調査計画（別表）に係る記述の変更

【変更前】			【変更後】		
調査業種	生産品目	調査の範囲	調査業種	生産品目	調査の範囲
パルプ・紙工業	紙 板紙	従業者 50名以上のもの 従業者 50名以上のもの	パルプ・紙工業	紙 板紙	従事者 50名以上のもの 従事者 50名以上のもの
化学繊維工業	化学繊維	従業者 30名以上のもの	化学繊維工業	化学繊維	従事者 30名以上のもの
窯業製品及び 土石製品工業	石灰	従業者 30名以上のもの	窯業製品及び 土石製品工業	石灰	従事者 30名以上のもの
ガラス製品工業	ガラス製品	従業者 100名以上のもの	ガラス製品工業	ガラス製品	従事者 100名以上のもの
非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従業者 30名以上のもの	非鉄金属地金工業	アルミニウム二次地金	従事者 30名以上のもの
機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・ 集積回路 電子計算機及び 関連装 置 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪 自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従業者 500名以上のもの	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・ 集積回路 電子計算機及び 情報端 末 並びに電子応用装置 自動車及び部品（二輪 自動車を含む。）	経済産業大臣の指定する 従事者 500名以上のもの

【説明】

経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の調査計画における表現振りに合わせるために、変更するものである。

3 審議すべき重点事項

（1）報告を求めるために用いる方法の変更について

今回、調査組織の変更を行うこととしており、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等に資するものとなっているかについて、検討する必要がある。

あわせて、民間事業者に調査業務を委託することとしていることから、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点（統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力等）について、検討する必要がある。

（2）調査対象の範囲の変更について

今回の変更内容が適当なものとなっているかについて、検討する必要がある。

(3) 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会諮問第285号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

ア 地域別等の結果の公表

構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要がある。

（注）本調査は、平成14年調査まで、年次調査の石油等消費構造統計調査と月次調査である石油等消費動態統計調査から成る調査であった。

イ 定期報告を活用した統計の作成

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月法律第49号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。

経済産業省特定業種石油等消費統計調査の概要

調査の目的

我が国工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策等の基礎資料を得ることを目的として、昭和56年1月から毎月実施されている。

調査の概要

調査対象

エネルギー消費の大きい製造業の特定業種(①パルプ・紙、②化学、③化学繊維、④石油製品、⑤窯業製品及び土石製品、⑥ガラス製品、⑦鉄鋼、⑧非鉄金属地金、⑨機械)の工業品を生産する(加工を含む)事業所 : 約1500事業所

主な調査事項

- 燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量
- 電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量

※9種類(調査対象の特定業種別)の調査票から構成(平成26年調査時点)

調査期日

毎月末日現在

調査方法

郵送又はオンラインによる自計報告

調査組織

【調査対象の特定業種 : 上記の①・③・⑦の一部・⑨】

経済産業省 ⇄ 経済産業局 ⇄ 報告者

【調査対象の特定業種 : 上記の②・④・⑤・⑥・⑦の一部・⑧】

経済産業省 ⇄ 報告者

結果の公表

月 報: 調査月の翌々月中旬

年 報: 調査月の翌年6月頃

調査結果を取りまとめ、経済産業省のホームページ及び印刷物で公表

結果の利活用

- 総合エネルギー統計(※)を作成するための基礎資料
- 地球温暖化対策、省エネルギー対策等に関する施策の基礎資料

※ 総合エネルギー統計とは、日本に輸入又は国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものであり、エネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成しているものである。



今回の変更の背景

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、「エネルギーに関する統計について体系的な整備に取り組むこと」が求められている。



今回の変更内容

調査実施課室の変更

エネルギーに関する統計の体系的な整備等の体制を整えるため、調査実施課室を変更

<現在の調査実施課室>

大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室



<平成28年1月からの調査実施課室>

資源エネルギー庁長官官房
総合政策課戦略企画室

調査組織の変更

調査実施事務の民間事業者への委託に伴い、調査組織を変更

<現在の調査組織>

経済産業省 ⇄ 経済産業局 ⇄ 報告者

調査票第1号 パルプ・紙・板紙
調査票第3号 化学繊維
調査票第7号 鉄鋼
調査票第9号 機械器具

※調査票の提出期日: 翌月10日

経済産業省 ⇄ 報告者

調査票第2号 化学工業製品
調査票第4号 石油製品
調査票第5号 窯業・土石製品
調査票第6号 ガラス製品
調査票第7号 鉄鋼
調査票第8号 非鉄金属地金

※調査票の提出期日: 翌月15日

※調査票第7号については、生産品目により調査組織が異なる



<平成28年1月からの調査組織>

経済産業省(資源エネルギー庁) ⇄ 民間事業者 ⇄ 報告者

※従前の経済産業局経由の調査票の提出期日は翌月10日 から翌月15日に変更

その他

調査対象範囲の記述の変更

調査計画の表現振りの変更

経済産業省特定業種石油等消費統計の利活用事例について

経済産業省特定業種石油等消費統計調査は、経済産業省特定業種石油等消費統計（工業における石油等の消費の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施しており、本調査結果の利活用事例は以下のとおり。

1. 国や地方公共団体における施策の基礎資料

○ 製造業における石油等消費の動向把握、石油製品需要見通し、エネルギー政策に関する総合的な施策立案及び地球温暖化対策に関する施策の基礎資料として広く活用されている。

- ・ 総合エネルギー統計^(※)を作成するための基礎資料
- ・ 地球温暖化対策に関する施策の基礎資料
- ・ 石油製品需要見通しのための基礎資料
- ・ 省エネルギー対策に関する施策の基礎資料 等

※ 総合エネルギー統計とは、日本に輸入又は国内で生産され供給された石炭・石油・天然ガスなどのエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものであり、エネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成しているもの

2. 業界団体、民間研究機関等における活用

○ 業界団体や民間研究機関等において、温室効果ガス排出量の推計や省エネルギー対策をするための基礎資料として活用されている。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）（抄）

第 2 公的統計の整備に関する事項

2 分野別経済統計の整備

(1) 環境に関する統計の整備

世界的に重要な課題であり、また、我が国においても国民の関心が高まっている地球環境問題については、課題解決に向けた対応の基礎となる統計の整備が不可欠である。この取組の一環として、関係府省は、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や、廃棄物及び副産物の把握など、地球温暖化対策等に関連した統計の整備を進めている。

一方、「環境基本計画」（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）においては、環境に関する統計の整備を行うこととされており、また、骨太方針及び「日本再興戦略」においても、地球環境への貢献や、環境・エネルギー制約の克服等が掲げられており、このような環境・エネルギーを取り巻くニーズへの的確な対応が必要となっている。

また、温室効果ガスの排出量等は、関連する様々な分野の統計を組み合わせる算出されているが、廃棄物等に関する統計やエネルギーに関する統計の精度向上等が重要な課題となっている。

さらに、環境分野分析用産業連関表は、平成 17 年表の作成の際、基礎となる部門別の投入量等に係る精度の高いデータが十分に得られなかったことから、平成 23 年表の作成に向けてその課題解決も必要となっている。

このため、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握することなど、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる整備や、廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた検討に引き続き取り組み、エネルギー消費に関する統計データの精緻化及び精度の高い環境分野分析用産業連関表の作成を行う。

また、環境分野分析用産業連関表の整備を促進するために、総合エネルギー統計、産業連関表などの概念及び数値の整合的な分析が可能となるよう、加工統計間で連携を図る。

別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策
「第 2 公的統計の整備に関する事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成 26 年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成 29 年度末までに結論を得る。

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

また、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。

このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日最終改正）に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。

「諮問第 285 号の答申 工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」（平成 14 年 8 月 9 日付け統審議第 8 号）における今後の課題

II 商工業石油等消費統計調査

1 石油等消費構造統計調査の中止

（略）

しかしながら、構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査の 1 年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要がある。

また、平成 14 年 5 月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月法律第 49 号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年 1 回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。